

盛岡広域成年後見センターの設置について

令和元年11月18日
保健福祉部

1 趣旨

成年後見制度は、認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守り生活を支える重要な仕組みであるが、制度利用は十分でない状況にある。要因としては、制度内容が知られていないことや相談機関が不明確であること、手続きが繁雑であること、成年後見人等の多くを担う専門職に限りがあるため、担い手の確保が難しいこと、成年後見人等の活動に対する支援体制が整っていないことなどが挙げられる。

高齢化の進展に伴い認知症高齢者の増加が見込まれる中で、制度利用のニーズは高まることが想定され、適切な制度利用につなげるためには、一連の支援体制や地域の保健・医療、福祉、司法の連携体制の整備が必要である。

また、国においては法整備等を進めており、「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）」で、市町村に、令和3年度までの計画期間内に制度利用促進を図るための中核機関の設置・運営の実施に努めるよう求めている。

こうしたことから、制度の一層の利用促進を図るため、中核機関を市町を超えて設置することとし、これを「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」に位置付け、盛岡広域5市町の共同で盛岡広域成年後見センターを設置しようとするものである。

2 盛岡広域成年後見センターの概要

(1) 設置主体

盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町の2市3町

(2) 設置運営体制

盛岡広域5市町で協定を締結する。また、連携市町の担当課長等で構成する盛岡広域成年後見センター運営委員会を設置し、適切な事業運営について協議する。

(3) 設置方法

業務委託により設置することとし、盛岡市が幹事市となり委託契約を締結する。委託先は公募型プロポーザルにより選定する。

(4) 設置場所

盛岡広域5市町の区域内に受託者が設置する。

(5) 中核機関の名称

名称は「盛岡広域成年後見センター」とする。

(6) 業務内容

広報・啓発，相談対応，申立支援，市民後見人養成，後見人等活動支援，受任者調整及び関係機関等との連携調整等とする。

(7) 人員体制等

ア 人員体制

業務の履行に必要な人数を配置することとし，専従常勤職員を4人とする。

イ 資格要件等

社会福祉士等の専門的な資格を有する者又はこれに準ずる者を1人以上配置する。

(8) 開設年月日

令和2年4月20日

3 事業費

総事業費 25,405千円（概算額）

4 費用の負担

按分方法	初年度～4年目	5年目以降
均等割	10%	10%
相談件数割	0%	20%
対象者数割 ※	90%	70%
合計	100%	100%

※対象者数とは，65歳以上の高齢者数及び療育・精神保健福祉手帳所持者数を合計した人数

5 スケジュール（予定）

令和元年11月11日 盛岡広域首長懇談会（令和2年度実施事業の合意）
11月18日 全員協議会
令和2年1月 受託候補者の選定
2月 盛岡広域首長懇談会
3月 協定締結
4月20日 センター開設

参考資料

1 成年後見制度対象者の状況

(単位：人)

区分	① 高齢者人口		③ 療育手帳 所持者数	④ 精神保健 福祉手帳 所持者数	②+③+④ 制度利用が 想定される 人数	
		② 認知症 高齢者数 ※2				
全国	35,578,000	3,840,000	1,079,938	1,045,199	5,965,137	
岩手県	401,196	48,156	12,106	11,539	71,801	
盛岡広域8市町	132,284	16,181	3,686	4,218	24,085	
盛岡広域5市町	114,357	13,507	3,299	3,865	20,671	
市町ごとの内訳	盛岡市	78,143	9,300	2,288	2,804	14,392
	滝沢市	13,422	1,414	367	486	2,267
	雫石町	6,030	626	138	141	905
	紫波町	10,028	1,388	271	276	1,935
	矢巾町	6,734	779	235	158	1,172
	八幡平市	10,061	1,473	158	206	1,837
	岩手町	5,088	798	140	90	1,028
	葛巻町	2,778	403	89	57	549

※1 平成31年3月末時点の数値（全国の療育・精神保健福祉手帳所持者数のみ平成30年3月末時点の数値）

※2 要介護（支援）認定を受けた高齢者のうち「日常生活自立度判定基準」において概ね認知症と判定される人の数

2 成年後見制度の利用者数（平成30年12月末時点）

(単位：人)

区分	総数	類型別の内訳				
		後見	保佐	補助	任意後見	
全国	218,142	169,583	35,884	10,064	2,611	
岩手県	1,775	1,423	274	65	13	
盛岡広域8市町	656	519	109	24	4	
盛岡広域5市町	621	489	106	22	4	
市町ごとの内訳	盛岡市	450	348	80	18	4
	滝沢市	48	36	10	2	0
	雫石町	34	23	10	1	0
	紫波町	27	24	3	0	0
	矢巾町	62	58	3	1	0
	八幡平市	19	15	2	2	0
	岩手町	13	12	1	0	0
	葛巻町	3	3	0	0	0

3 中核機関の設置状況（令和元年7月時点）

(1) 全国の設置状況（1,741自治体）

中核機関設置済み 139自治体（8.0%）

(2) 岩手県内の設置状況

センター名	構成自治体	設置時期	設置区域	設置方法	委託先
カシオペア権利 擁護支援センター	二戸市, 一戸町, 軽米町, 九戸村	令和元年 4月～	広域	委託	NPO
釜石・遠野地域 成年後見センター	釜石市, 遠野市, 大槌町	令和元年 7月～	広域	委託	社協

(3) 東北の中核市の設置状況

センター名	自治体	設置区域	設置方法	委託先
八戸市 成年後見センター	八戸市	単独	委託	社協
山形市 成年後見センター	山形市	単独	委託	社協
いわき市権利擁護・ 成年後見センター	いわき市	単独	直営	—